

令和2年度「学校いじめ防止基本方針」

学校 法人名	学校法人 筑紫台学園	
学校名	筑紫台高等学校	
担当者	教 頭	TEL (092) 923-0010

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

- (1) いじめはどの生徒にも起こりうるものであることを踏まえて、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめまたはその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危機を生じさせる恐れがある。したがって、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめの心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めるとともに道徳心を培い、規範意識を醸成する。
- (3) いじめに関する事案への対処については、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下に行う。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員及び生徒に対して、以下のア～コの基本的認識を持たせる。
 - ア いじめはどの生徒にも起こり得るものである。
 - イ いじめは人権侵害であり、人として決して許されるものではない。
 - ウ いじめは大人に気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
 - エ いじめはいじめを受けた側にも問題があるという見方は間違っている。
 - オ いじめはその行為の様態により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
 - カ いじめは教職員の生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
 - キ いじめは家庭教育のあり方に大きな関わりを持っている。
 - ク いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
 - ケ いじめは心理的、または物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない生徒がいる。
 - コ いじめはインターネットや携帯電話を利用したものがある。

- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重しあえる態度を養うことや、生徒が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育むため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等を充実させる。
- (3) 生徒が自主的に行ういじめ防止に資する生徒会活動に対する支援を行う。
- (4) 人権学習において、生徒が自らいじめについて学び、取り組むため具体的事例を紹介し、自分がその場においてどのような行動を取るべきか、また、いじめに発展しないためにはどうすべきか考えさせる。
- (5) いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修等で共通理解を図り、組織的に対応する。
- (6) 生徒の自己有用感や自己肯定感を育む取組として、授業や行事において、生徒を認める声かけを多くする。そのために、生徒一人一人の様子を観察し、声かけのタイミングを見逃さない。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見逃さないための取組等）

(1) 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあってはいる生徒がいじめを認めることに対して引け目を感じたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒がいじめにあってはいる場合は、隠匿性が高くなりいじめの長期化、深刻化につながりかねない。

教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱意が求められる。

担任や教科担当が互いに気になる状況があれば、些細なことでも必ず情報交換し、生徒への理解を共有することが大切である。

(2) いじめの早期発見のための措置

ア いじめを早期に発見するため、生徒及び保護者に対する定期的な調査を次の通り実施する。

(ア) 生徒対象の生活（いじめ）アンケート（年9回、2種類を交互）を実施する。

(イ) 面談週間（担任との2者面談）を年2回、1学期と2学期に1週間の計2週間行う。

(ウ) 保護者対象のアンケートを年2回、6月と11月に実施する。

イ 生徒・保護者がいじめに関する相談ができるよう相談体制の整備を行う。

(ア) スクールカウンセラー（男性・女性の二名）の活用を促す。

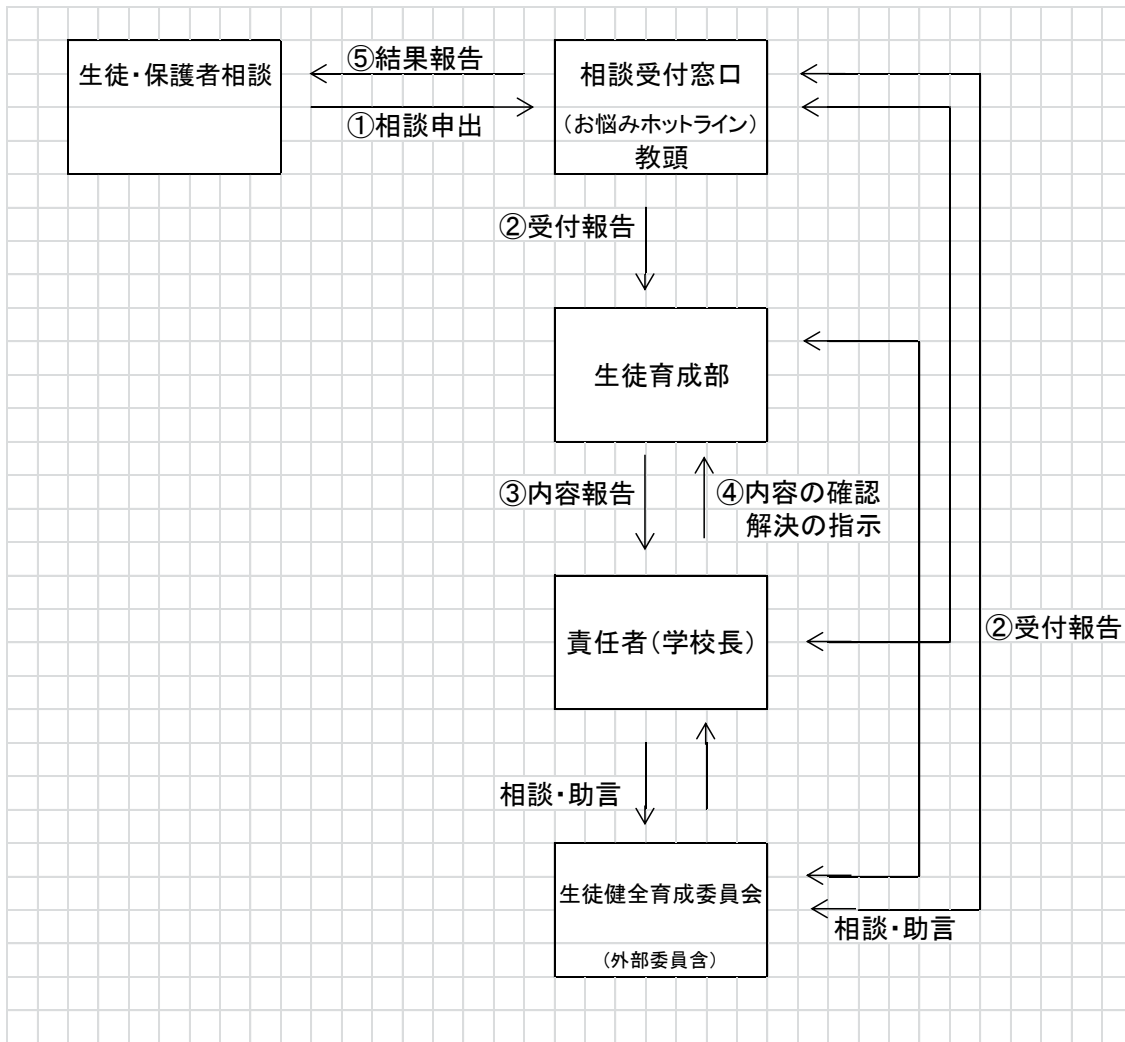
(イ) 相談窓口を設置する。（スクールカウンセラーとは別に外部の方に依頼する。）

(ウ) 年3回実施（1年生は4回）する保護者面談で担任へ気楽に相談ができるよう、職員の意識改革を図る。

(エ) 生徒の意見や悩みを聞くための、相談箱を校内に設置する。

(オ) 教頭を窓口とし「お悩みホットライン」を設置する。

生徒・保護者相談 別称「お悩みホットライン」の仕組み図



ウ 「学校いじめ防止基本方針」については、ホームページなどを活用する。また、保護者会などを通じて、生徒、保護者、関係機関に説明する。

エ 教職員は「いじめ防止対策推進法」を遵守して、相談、通報のあった事案は、生徒健全育成（いじめ防止対策）委員会を通して情報共有に努める。

オ 性的少数者（LGBT）など、きめ細やかな配慮が必要な生徒は、生徒の特性を踏まえた支援を行う。

カ いじめ防止等に関する研修を年間計画に基づいて実施し、職員の資質向上を図る。

4 いじめに対する措置

(1) 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要である。さらに、いじめ行為におよんだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に向けて重要である。いじめた生徒自身が深刻な課題を有していることも多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るよう継続的な指導が求められる。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者の支援、そして相手の自己変革する姿に人間的信頼関係の回復のきっかけをつかむことができると考える。

(2) いじめの発見・通報を受けた時の対応

- ア いじめの疑いがある場合、些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には早い段階からの確に関わる。
- イ 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場で止める。
- ウ 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- エ 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任、科長、部長に報告し、生徒健全育成（いじめ防止対策）委員会と情報を共有する。
- オ 生徒健全育成（いじめ防止対策）委員会は速やかに関係生徒から事情聴取を行い、いじめの事実の確認を行う。
- カ 被害生徒・加害生徒の保護者への連絡は家庭訪問を行うか、来校をお願いし、直接会って丁寧に行う。
- キ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、いじめを受けた生徒を守る観点から所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。
なお、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

(3) いじめられた生徒またはその保護者への支援

- ア 生徒育成部において、いじめた生徒の指導態勢を整え、いじめを受けた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- イ 生徒健全育成（いじめ防止対策）委員会が中心となり、いじめを受けた生徒にとって信頼できる人（親しい友人、教職員、家族、地域の人等）と連携し対応する。
- ウ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーター（二名）等の協力を得て継続的にいじめを受けた生徒に配慮した対応を行う
- エ いじめは、単に謝罪をもって解消とはせず、少なくとも下記の要件が満たされていることを適切に見定め判断する。
 - (ア) いじめに係わる行為が止んでいること。（少なくとも3ヶ月を目安とする。）
 - (イ) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

(4) いじめた生徒またはその保護者への支援

- ア 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。その際、個別に行うなどの配慮をする。

- イ いじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行うために、スクールカウンセラーやスクールサポーター等の専門家の協力を得る。
- ウ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安全・安心、健全な人格の発達に配慮する。指導にあたっては、自らの行為の責任を自覚させるとともに、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールサポーター等の協力も得て、健全な人間関係を育むことができるような取組を行う。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ア いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の痛みや悩みへの共感性を育てることを通じて行動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒には、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安をもっていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- イ すべての生徒が互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人一人の大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。

認知されたいじめ事象について、家庭や地域の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析しこれまでの生徒への対応を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学校行事、校外学習等を活用し対人関係能力の向上を図る。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ア ネット上の不適切な書き込み等があった場合、生徒育成部と連携を図り、生徒健全育成（いじめ防止対策）委員会を開き必要な措置を行う。学校として問題の箇所を確認し、被害の拡大を防ぐため直ちに削除する措置をとる。その後、関係生徒から事情聴取等の調査を行うとともに、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講じる。

- イ 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者への精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、福岡法務局や所轄警察署等、外部機関と連携し対応する。

- ウ 情報モラル教育を推進するため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

5 重大事態への対応（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。

○「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

○「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

※「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

(1) 重大事態の発生と調査

ア 発生事案について、生徒健全育成（いじめ防止対策）委員会において重大事態と判断した場合は、県知事に速やかに報告するとともに、全職員の共通認識の下、いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、適切な対処や調査を迅速に行う。

イ 具体的な対応

(ア) 情報の収集と事実の整理・記録（情報集約および記録担当者の特定）を行う。

a 生徒および保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会へ速やかに提出する。

(イ) 重大事態対応プロジェクトチームの編成を行う。

a 弁護士、臨床心理士等専門的知識を有するもののほか、第三者からなる組織を設け調査する。

(ウ) 関係保護者、理事会、警察等関係機関との連携を行う。

(エ) 父母後援会役員および同窓会等との連携を行う。

(オ) 関係生徒への指導を行う。

(カ) 関係保護者への対応を行う。

(キ) 全校生徒への指導を行う。

(2) 調査結果の提供および報告

ア 調査結果については速やかに県知事へ報告を行うとともに、いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえる。

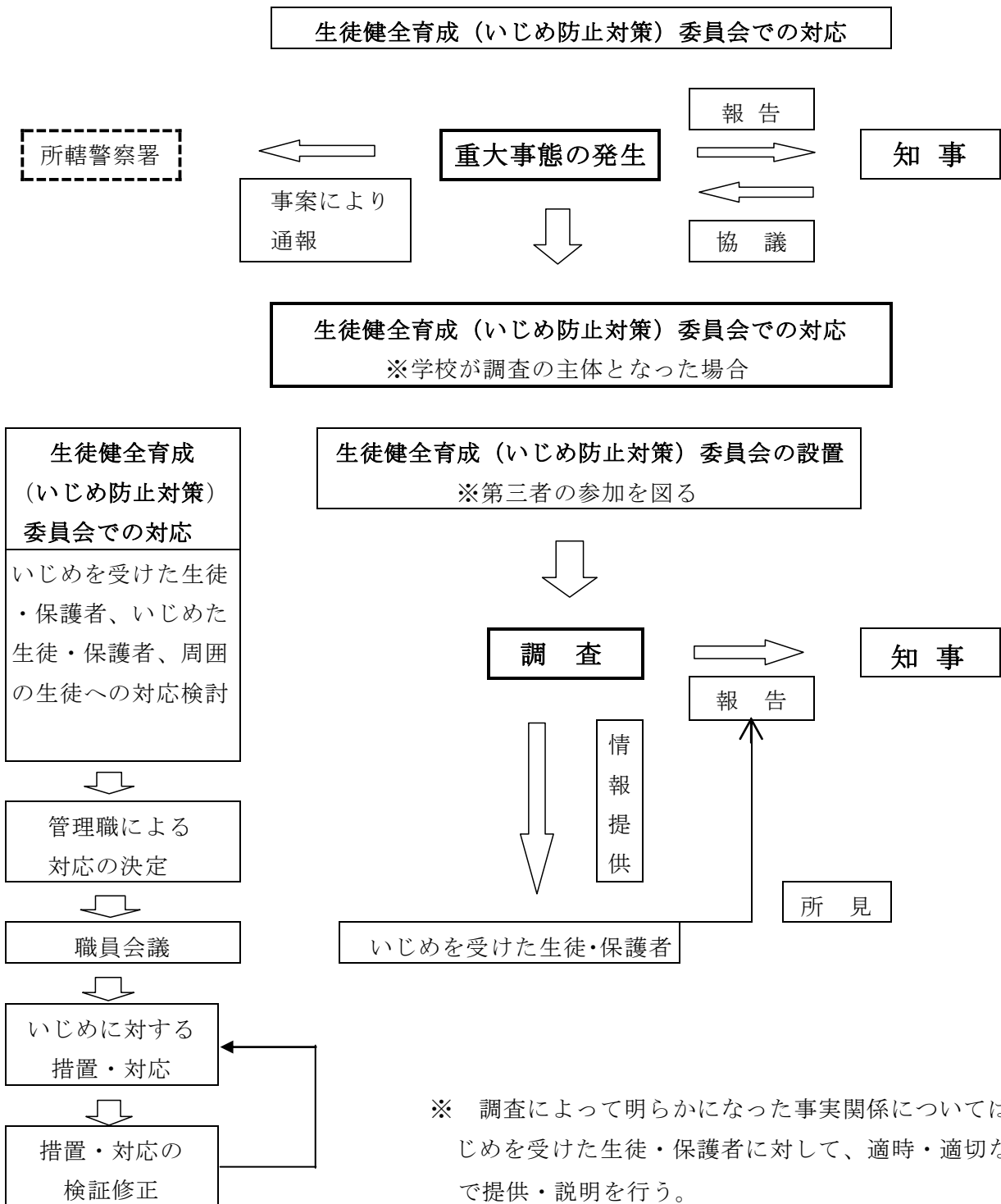
イ 説明責任の実行

(ア) いじめを受けた生徒およびその保護者に対する情報の提供を行う。

(イ) 全校生徒への対応を行う。

(ウ) マスコミへの対応を行う。

(3) いじめ事案への対応フロー図



6 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 生徒健全育成（いじめ防止対策）委員会

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

ア 構成員

(ア) 教職員（校内委員）

校長、総括教頭、教頭、教頭（特任）、教務部長、生徒育成部長、進路指導部長、
広報部長、保健係長、養護教諭

(イ) 教職員（学年代表）

各学年主任（1学年、2学年、3学年）

(ウ) 外部評価委員（外部専門家等）

元県立高等学校校長、元中学校校長、自治会委員、元福岡県警警視正
臨床心理士、父母後援会会長

イ 役割と機能

(ア) いじめ防止対策基本方針の策定を行い、それに基づき目標達成のための具体的な取組を実施し、それを自己評価する。さらに、検証・修正を行う中核としての機能をもつ。

(イ) いじめの未然防止・相談・通報の窓口としての役割を担う。

(ウ) いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割を担う。

(エ) いじめの疑いに関する情報があった時には、緊急会議を開いて、情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体勢・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を担う。

(オ) いじめ防止対策基本方針について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との密接な連携協力を図る役割を担う。

(3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための役割と機能

ア 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

イ 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、本校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

ウ この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図り、さらに、知事に対して報告を行うとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組むことを目的とする。